

広島県訓令第六号

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年九月三十日

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

改正する。
次に、改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
庄島県決裁規程（昭和三十九年庄島県訓令第三十二号）の一部を次のようは改正する。

| 別表第六 (第十一條関係) | | | | | | | | | | | |
|--|------------------|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------------------------|----------------------------|-----------------|
| 税事務 | 西部県 | 専決者 | (略) | 局務総 | (略) | 課務税 | (略) | (略) | 局課分 | 区 | 別表第三 (第八条関係) |
| 一項第十二号に規定する事項 | 一 西 部 県 | 専 決 事 項 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | 項 局 長 專 決 事 項 | 局 長 專 決 事 項 | |
| 一 項 第 二 号 に 規 定 す る 事 項 | 一 西 部 県 | 専 決 事 項 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | 局 長 專 決 事 項 | 局 長 專 決 事 項 | |
| 一 項 第 二 号 に 規 定 す る 事 項 | 一 西 部 県 | 専 決 事 項 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | 局 長 專 決 事 項 | 局 長 專 決 事 項 | |

(地方税法附則第二十九条の九から第二十九条の十三までの規定により、当分の表において同じ。)のうち、次に掲げるもの

(一) その登録、検査の事務をつかさどる機関(その定置場が県内に所在しないこととなる自動車については、県内所在時の当該事務をつかさどつていった機関)が国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)別表に掲げる広島運輸支局である自動車(以下「広島運輸支局所管自動車」という。)に係る広島県税条例第百十四条の五第一項又は

地方税法第二百六十一條の申告書又は修正申告書の受理及び広島県税条例第一百四条の五第二項の報告書の受理

(二) 広島運輸支局所管自動車に係る自動車税の環境性能割又は軽自動車税の環境性能割(以下「自動車税の環境性能割等」という。)の減免

(三) 広島運輸支局所管自動車に係る自動車税の環境性能割等の過誤納金等還付請求書の受理

(四) 広島運輸支局所管自動車に係る自動車税の環境性能割等の更正請求書の受理

(五) 広島運輸支局所管自動車に係る地方税法第二百四条第二項及び第四項の規定による自動車税の環境性能割等の徴収猶予及び徴収猶予の取消し

(六) 広島運輸支局所管自動車に係る広島県税条例第一百四条の七第二項の還付申請書の受理

(一) その登録、検査の事務をつかさどる機関(その定置場が県内に所在しないこととなる自動車については、県内所在時の当該事務をつかさどつていった機関)が国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)別表に掲げる広島運輸支局である自動車(以下「広島運輸支局所管自動車」という。)に係る広島県税条例第百二十四条の五第一項又は

地方税法第二百六十一條の申告書又は修正申告書の受理及び広島県税条例第一百四条の五第二項の報告書の受理

(一) その登録、検査の事務をつかさどる機関(その定置場が県内に所在しないこととなる自動車については、県内所在時の当該事務をつかさどつていった機関)が国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)別表に掲げる広島運輸支局である自動車(以下「広島運輸支局所管自動車」という。)に係る広島県税条例第百二十三条の申告書又は修正申告書の受理及び広島県税条例第一百一条の報告書の受理

(二) 広島運輸支局所管自動車に係る自動車取扱税の過誤納金等還付請求書の受理

(三) 広島運輸支局所管自動車に係る地方税法第二百二十五条第二項及び第四項の規定による自動車取扱税の徴収猶予及び徴収猶予の取消し

(四) 広島運輸支局所管自動車に係る自動車取扱税の更正請求書の受理

(五) 広島運輸支局所管自動車に係る地方税法第二百二十五条第二項及び第四項の規定による自動車取扱税の徴収猶予及び徴収猶予の取消し

(六) 広島運輸支局所管自動車に係る広島県税条例第一百二条第二項の還付申告書の受理

(七) 広島運輸支局所管自動車に係る広島県税条例第百四条の八の還付申請

書又は納付義務免除申請書の受理

(八) 広島運輸支局所管自動車に係る証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和四十七年広島県規則第十七号）第四条第一項の規定による自動車

税の環境性能割等の納稅済証の交付

二 広島県税条例第六条第一項第十三号に規定する事項のうち、次に掲げるもの（略）

(一) 広島県税条例第百十九条第二項及び第一百九十二条の二の規定により証紙徵収の方法及び知事から得た納付情報により納付する方法により徴収される

広島運輸支局所管自動車に係る自動車税の種別割の減免及び課税免除

(二) (一)の自動車に係る自動車税の種別割の過誤納金等還付請求書の受理

(三) (一)の自動車に係る自動車税の過誤納金等還付請求書の受理

(四) (一)の自動車に係る証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第四条第一項の規定による自動車税の種別割の納稅済証の交付

三 広島県税条例第六条第一項第十四号に規定する合衆國軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徵収の特例に関する条例（昭和二十七年広島県条例第三十八号）第四条の自動車税の種別割の証紙徵收

(一) (一)の自動車に係る自動車税の種別割の過誤納金等還付請求書の受理

(二) (一)の自動車に係る証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第四条第一項の規定による自動車税の納稅済証の交付

四 証紙代金収納計器の取扱人の指定（平成十六年広島県告示第七百七十二号）に規定する証紙代金収納計器（広島運輸支局所管自動車割等の納付及び自動車税の環境性能割等の納付及び自動車税の払込みに係

(七) 広島運輸支局所管自動車に係る広島県税条例第百三条の還付申請書又は納付義務免除申請書の受

理

(八) 広島運輸支局所管自動車に係る証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和四十七年広島県規則第十七号）第四条第一項の規定による自動車

税の納稅済証の交付

二 広島県税条例第六条第一項第十三号に規定する事項のうち、次に掲げるもの（略）

(一) 広島県税条例第百十九条第二項及び第一百九十二条の二の規定により証紙徵収の方法及び知事から得た納付情報により納付する方法により徴収される

広島運輸支局所管自動車に係る自動車税の減免及び課税免除

(二) (一)の自動車に係る自動車税の過誤納金等還付請求書の受理

(三) (一)の自動車に係る自動車税の過誤納金等還付請求書の受理

(四) (一)の自動車に係る証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第四条第一項の規定による自動車税の納稅済証の交付

三 広島県税条例第六条第一項第十四号に規定する合衆國軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徵収の特例に関する条例（昭和二十七年広島県条例第三十八号）第四条の自動車税の証紙徵收

(一) (一)の自動車に係る自動車税の過誤納金等還付請求書の受理

(二) (一)の自動車に係る証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第四条第一項の規定による自動車税の納稅済証の交付

四 証紙代金収納計器の取扱人の指定（平成十六年広島県告示第七百七十二号）に規定する証紙代金収納計器（広島運輸支局所管自動車に係る自動車取得税の納付及び自動車税の払込みに係

| 東部県 税事務 所長 | (略) | 種別割の払込みに係るものに限る。)に係る次に掲げる事項 |
|--|---|---|
| (一) 税事務所長 の登録、検査の事務 をつかさどる機関(その 定置場が県内に所在しな いこととなる自動車につ いては、県内所在時の当 該事務をつかさどつてい た機関)が地方運輸局組 織規則(平成十四年国土 交通省令第七十三号)別 表第三に掲げる福山自動 車検査登録事務所所管自 動車(以下「福山自動車 検査登録事務所」)に係る 自動車(以下「福山自動 車検査登録事務所所管自 動車」という。)に係る 広島県税条例第百四十四条 の第一項又は地方税法 第一百六十一条の申告書又 は修正申告書の受理及び 自動車税の環境性能割等の 過誤納金等還付請求書の 受理 | (一) (略) (二) (略) (三) (略) (四) (略) (五) (略) | (一) (略) (二) (略) (三) (略) (四) (略) (五) (略) |

| 東部県 税事務 所長 | (略) | ものに限る。)に係る次に掲げる事項 |
|---|--------------------|--------------------|
| (一) 税事務所長 の登録、検査の事務 をつかさどる機関(その 定置場が県内に所在しな いこととなる自動車につ いては、県内所在時の当 該事務をつかさどつてい た機関)が地方運輸局組 織規則(平成十四年国土 交通省令第七十三号)別 表第二に掲げる福山自動 車検査登録事務所所管自 動車(以下「福山自動車 検査登録事務所」)に係る 自動車(以下「福山自動 車検査登録事務所所管自 動車」という。)に係る 広島県税条例第百二十一 条の申告書又は修正申 告書の受理及び広島県税 条例第百二十二条の報告書の 受理 | (一) (略) (二) (略) | (一) (略) (二) (略) |

(六) 福山自動車検査登録事務所所管自動車に係る広島県税条例第百四十四条の

七 第二項の還付申請書の受付

(七) 福山自動車検査登録事務所所管自動車に係る広島県税条例第百十四条の

八 の還付申請書又は納付義務免除申請書の受付
八 福山自動車検査登録事務所所管自動車に係る証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第四条第一項の規定による自動車税の環境性能割等の納稅済証の交付

(略)

(二) (一) 广島県税条例第百十九条第二項及び第一百九十九条の二の規定により証紙徵収の方法及び知事から得た納付情報により納付する方法により徵収される福山自動車検査登録事務所管自動車に係る自動車税の種別割の減免及び課税免除

(三) (二) の自動車に係る自動車税の種別割の過誤納金等還付請求書の受理

(四) (二) の自動車に係る証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第四条第一項の規定による自動車税の種別割の納稅済証の交付

三 付 証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第七条第二項の規定による始動表札売渡し請求書の受

(一) 証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第七条第二項の規定による始動表札売渡し請求書の受

(六) 福山自動車検査登録事務所所管自動車に係る広島県税条例第百二十二条第二項の還付申告書の受

(七) 福山自動車検査登録事務所所管自動車に係る広島県税条例第百三条の還付申請書又は納付義務免除申請書の受

(八) 福山自動車検査登録事務所所管自動車に係る証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第四条第一項の規定による自動車税の環境性能割等の納稅済証の交付

(略)

(二) (一) 广島県税条例第百十九条第二項及び第一百九十九条の二の規定により証紙徵収の方法及び知事から得た納付情報により納付する方法により徵収される福山自動車検査登録事務所管自動車に係る自動車税の減免及び課税免除

(三) (二) の自動車に係る自動車税の過誤納金等還付請求書の受理

(四) (二) の自動車に係る証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第四条第一項の規定による自動車税の納稅済証の交付

三 付 証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第七条第二項の規定による始動表札売渡し請求書の受

三 付 証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第七条第二項の規定による始動表札売渡し請求書の受

附 則

(二) 理及び始動票札の売渡し
・
(三) (略)

(一) (二)
・
(略)

この訓令は、令和元年十月一日から施行する。